

【重要】認定実務実習指導薬剤師 認定制度「実施要領」改訂のお知らせ（2027年4月施行予定）

平素より、薬学生の実務実習への多大なるご尽力と、本制度の円滑な運営へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、一般社団法人薬学教育協議会では、薬剤師の働き方の多様化への対応および本制度の持続可能性向上のため、令和9（2027）年4月1日付で「認定実務実習指導薬剤師認定制度 実施要領」の改訂を行うこととなりました。

以下に概要をまとめましたが、詳細はWebページをご確認くださいませようようお願い申し上げます。

2027年3月31日までは、現行の実施要領が適用されます。
認定の更新をご希望の場合は、更新申請の際に施行されている実施要領の要件が適用されますので、ご自身が申請を手続きされる時期にご留意ください。
※認定更新手続きは、認定期限の3か月前から受付いたします。

（例）

2027年3月31日までに申請 → 現行の実施要領が適用

2027年4月1日以降申請 → 改訂後の実施要領が適用

▼薬学教育協議会 HP：実施要領改訂案内ページ

https://yaku-kyou.org/?page_id=11227

※実施要領に関する情報は、随時更新予定です。

※後日実施要領改訂に関する説明動画の公開を予定しております。

今回の改訂では、以下の重要な変更が含まれます。

詳細情報など、改訂内容のポイントをまとめた「改訂概要」および「FAQ」も上記当協議会ホームページに掲載いたしました。今後の更新手続きに際し、必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【1】勤務に関する要件（勤務継続要件）の一部緩和

育児・介護休業や転職等、昨今の多様なキャリアパスに柔軟に対応できるよう、勤務に関する要件の一部を緩和いたします。

【2】年齢制限（定年制）の導入と時限的措置について

若手の活躍機会創出や本制度の持続可能性向上を目的として、「満70歳」の定年制を導入いたします。

なお、施行日（2027年4月1日）時点で有効な認定を継続して保有されている方に限り、時限的措置（附則）が適用されます。これにより、その方が満70歳に達した場合でも「現在お持ちの認定証の有効期限」までは引き続き資格が維持されます。

※ただし、有効期限満了後の次回更新申請は不可となります。

※定年後も施設内に在籍する認定者ととともに実習生に携わっていただけます。

<ご注意>

施行日の時点で認定期間が満了している方（猶予期間中の方を含む）は、上記の時限的措置の対象外となります。2027年4月1日以降の再認定申請においては、新実施要領に基づき、満70歳を超えている場合の申請は認められませんのでご注意ください。

【3】システム停止期間に関するご注意

新制度への移行およびシステムメンテナンスのため、2027年4月（予定）に一定期間、すべての申請受付を停止いたします。有効期限にご留意のうえ、お手続きをお願い申し上げます。

=====

今後とも、本制度へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

—————<問い合わせ先>—————

*本メールは配信専用です。
お問い合わせの際は info@shidou-yakuzaiishi.com へご連絡ください。
★必ずお名前と認定番号を記載してください
一般社団法人 薬学教育協議会
実務実習指導薬剤師 認定事務局
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会長井記念館 4F
E-mail : info@shidou-yakuzaiishi.com